

水しター

Water Letter

vol.98

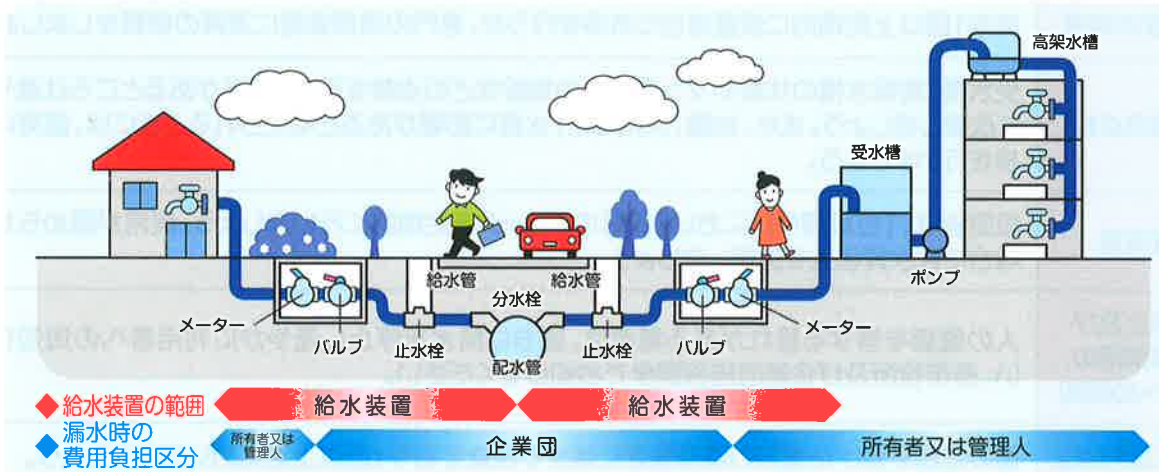
令和7年7月

Kasuga-Nakagawa Waterworks Bureau

給水装置はお客様の財産です

給水装置とは？

企業団が道路に布設した配水管(水道管本管)から分かれて、家庭内まで引き込まれた給水管や、これに取り付けている蛇口などの給水用具を【給水装置】といいます。また、受水槽が設置されている建物の場合は、受水槽への注入口までを給水装置といいます。給水装置は、水道メーターを除いてお客さまの所有財産です。



●給水装置の工事費用負担について

道路に埋められた配水管は企業団の所有物ですが、配水管から分かれた給水装置はお客様の財産です。この部分の新設、改造などの工事費用はお客様の負担となります。

●自然漏水時の修理費用負担について

配水管から水道メーターまで

企業団で修理費用の負担が可能です。ただし、容易に掘削・取壊し及び復旧ができない塀、樹木、タイル等、給水装置と直接関係がないものに関する工事は行っておりません。詳しくは企業団施設課までご連絡ください。

水道メーターの建物側から給水用具まで

お客様の費用負担になります。修理の際は指定給水装置工事事業者(企業団ホームページに掲載しています)へ修理を依頼してください。

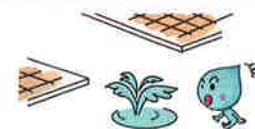
工事後のトラブルを避けるために

①なるべく複数の指定給水装置工事事業者から見積りを取りましょう。

(見積りが有料の場合もあります。事前にご確認ください。)

(漏水箇所が不明の場合は見積りができない場合もあります。)

②工事が始まる前に「工事の内容・費用・アフターサービス」などについて、十分な説明を受けてください。



問い合わせ先 施設課 TEL 571-7003 / FAX 574-4988

議員紹介

春日那珂川水道企業団議会は、構成団体(春日市、那珂川市)の議会から各5名の議員が選出されています。3月23日に行われた那珂川市議会議員選挙により、企業団議会の構成が新しくなりました。

役職	氏名	選出構成団体
議長	西村 澄子 (にしむら すみこ)	春日市
副議長	江頭 大助 (えがしら だいすけ)	那珂川市
議会運営委員会委員長	内野 明浩 (うちの あきひろ)	春日市
議会運営委員会副委員長	田中 夏代子 (たなか かよこ)	那珂川市
議会運営委員会委員	船久保 信昭 (ふなくぼ のぶあき)	春日市
議会運営委員会委員	稲生 茉莉子 (いのう まりこ)	那珂川市
水資源対策特別委員会委員長	吉永 直子 (よしなが なおこ)	那珂川市
水資源対策特別委員会副委員長	中村 孝三 (なかむら こうぞう)	春日市
議員	吉居 恭子 (よしい きょうこ)	春日市
議員	壽福 正勝 (じゅふく まさかつ)	那珂川市

※水資源対策特別委員会は、全議員で構成されています。

【任期】春日市選出議員: 令和9年4月30日まで / 那珂川市選出議員: 令和11年3月31日まで

問い合わせ先 総務課 TEL 571-7001 / FAX 574-4960

令和7年度水質検査計画



企業団では、皆様に安心して安全な水道水をお届けするために、令和7年度水質検査計画を策定し、企業団窓口やホームページで公開しています。

水質検査計画とは

採水の場所や水質検査の検査項目、検査回数などを明記した計画のことで水道法により年度ごとに策定し、公表することが義務づけられています。

この水質検査計画に沿って、浄水場から出る水道水が、国が定めた水道法に規定する51項目の水質基準に適合していることを確認しています。また、企業団では独自の水質管理目標項目を設定しており、残留塩素の濃度や臭気の強さ、色の程度などについて更に厳しい水質管理を行っています。

問い合わせ先 浄水課 TEL 408-4649 / FAX 408-4651

検針日等のお知らせ

期		メーター検針期間	口座振替日	納付書納期限	検針地区
奇数月検針地区	2期（6・7月）	7月21日(月)～月末	9月 1日(月)	8月31日(日)	春日市給水区域のうち桜ヶ丘、日の出町、須玖北、須玖南、岡本、弥生、小倉、小倉東、原町、春日、大谷、伯玄町、若葉台西、若葉台東、ちくし台、紅葉ヶ丘西、紅葉ヶ丘東、昇町、大和町、宝町、光町、千歳町、春日原東町、春日原南町、春日原北町、春日公園、惣利、平田台
	3期（8・9月）	9月21日(日)～月末	10月31日(金)	10月31日(金)	
	4期（10・11月）	11月21日(金)～月末	1月 5日(月)	12月31日(水)	
偶数月検針地区	3期（7・8月）	8月21日(木)～月末	9月30日(火)	9月30日(火)	春日市給水区域のうち塚原台、下白水、星見ヶ丘、下白水南、下白水北、大土居、松ヶ丘、上白水、白水池、一の谷、泉、白水ヶ丘、天神山
	4期（9・10月）	10月21日(火)～月末	12月 1日(月)	11月30日(日)	
	5期（11・12月）	12月21日(日)～月末	2月 2日(月)	1月31日(土)	那珂川市給水区域

メーター検針は、土、日、祝日も行っています。なお、天候等により、検針日が多少前後することがありますので、あらかじめご了承ください。

口座振替をご利用の場合は、振替前日までに残高不足とならないよう確認していただき、納付書でのお支払いの場合は納期限内でのお支払いをよろしくお願いいたします。

問い合わせ先 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988
または那珂川出張所 TEL 408-9829 / FAX 555-2134

水道メーターの検針及び取替えについて

●水道メーターの検針について (受託業者 第一環境株式会社)

水道メーターの検針は、お客様のお宅に設置している水道メーターの指針を確認し、水道料金を算定するための大切な業務です。2か月に一度、21日から月末にかけて検針員が伺います。お客様のご協力をお願いします。

●水道メーターの取替えについて (受託業者 古賀設備有限会社)

水道メーターの有効期限は、法律(計量法)で8年と定められており、有効期限が過ぎる前に、新しい水道メーターに取り替えています。

○取替期間

取替期間の2～3週間前に、「水道メーター取替えのお知らせ」のハガキを送付し、お知らせします。大口径の水道メーター(50mm以上)のお客様には、ハガキではなく受託業者より取替えのご連絡をします。

○取替時間

受託業者が、お客様宅を訪問し取替作業を行います。作業中はバルブを閉めますので、10分～30分程度、水道が止まります。(給水設備の状況により水道が止まる時間の長さは変わります。)お留守の場合でも、取替作業をさせていただくことがありますのでご了承ください。

○取替費用

水道メーターの取替費用は、**無料**です。

※企業団が設置している水道メーターの検針及び取替えをします。

※受託業者は受託者証を携帯しています。不審に思われた場合は、受託者証の提示をお求めください。

水道メーターの検針・取替えにご協力をお願いします



メーターボックスの上に車や物を置かないでください。



犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。



メーターボックスの中は、きれいにしておきましょう。

問い合わせ先 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988

PFOS・PFOAについて

有機フッ素化合物(PFAS)であるPFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)及びPFOA(ペルフルオロオクタン酸)は、幅広い用途で使用されてきましたが、環境中で分解されにくく、蓄積性を有することから、現在では、製造・輸入等が禁止されています。

PFOS及びPFOAは令和2年4月に厚生労働省において、水質管理目標設定項目として位置づけられ、暫定目標値は「PFOS及びPFOAの量の和として50ng/L※以下」と定められましたが、現在、環境省では水道法上の「水質基準」に引き上げる方針を決定し、施行については令和8年4月からとなる見通しです。なお、基準値については現在の「暫定目標値」と同じ50ng/Lです。

企業団では、年に4回水質検査を実施し、これまでの検査において検出されたことはありません(定量下限値5ng/L未満)。今後も継続して検査を行い、安全性を確認してまいります。有機フッ素化合物(PFAS)についての詳細な情報は、環境省のホームページ(<https://www.env.go.jp/water/pfas.html>)にて公表されています。

※50ng/L: 体重50kgの人が水を毎日2L飲用したとしても、健康に悪影響がないとされる濃度(ng/L: 水1Lに10億分の1gの物質が溶解していることを表す)

問い合わせ先 浄水課 TEL 408-4649 / FAX 408-4651

貯水槽管理の徹底をお願いします

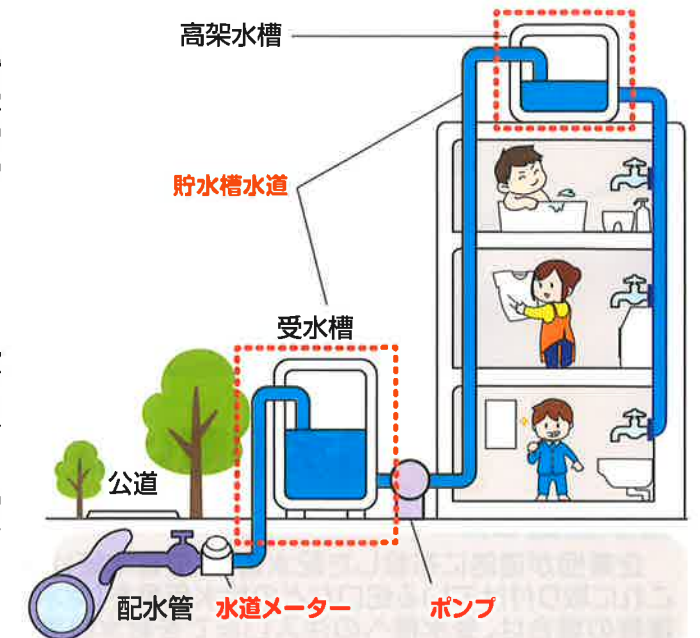
貯水槽水道とは?

ビルやマンションなどの建築物等では、配水池から配水管を通して送られてきた水道水をいったん受水槽に貯め、これを利用者に給水しています。このような水道は「貯水槽水道」と定義されており、その管理は貯水槽の設置者が行うこととされています。

貯水槽(受水槽、高架水槽)の管理はされていますか?

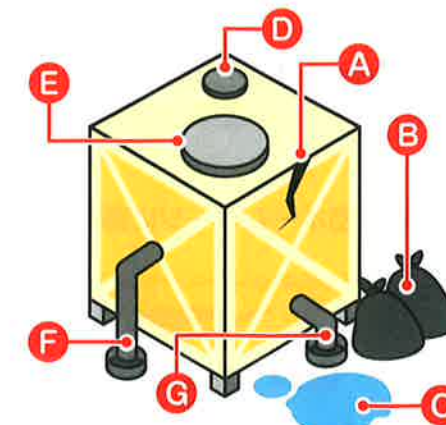
受水槽の有効水量が10立方メートルを超える施設(簡易専用水道)の設置者に対し、下記の表のとおり清掃などの適正な管理を行い、定期的に検査を受けるよう義務づけられています(水道法第34条の2)。

また、法の適用を受けない10立方メートル以下の施設(小規模貯水槽水道)の設置者も簡易専用水道と同様に必要な衛生管理を行うように努めてください。



貯水槽の清掃	毎年1回以上定期的に設置者自ら清掃を行うか、専門の清掃業者に清掃の依頼をしましょう。
貯水槽の点検	受水槽、高架水槽の状態やマンホールの施設などの点検を行い、不備があるところは速やかに改善しましょう。また、地震、大雨など、水質に影響があると考えられるときには、臨時的点検を行いましょう。
水質検査	設置者は、【色】【濁り】【におい】【味】のチェックを定期的に行いましょう。異常が認められた場合には水質検査を実施しましょう。
給水停止及び水質異常時の利用者への周知	人の健康を害する恐れがある場合は、直ちに給水を停止し速やかに利用者への周知を行い、各市役所及び企業団施設課までお知らせください。
維持管理に関する検査	国の登録を受けた機関の維持管理に関する検査を毎年1回以上定期的に受けましょう。
管理記録の保管	水槽の清掃、点検、水質検査などの結果記録について保管をして下さい。情報提供を依頼する場合があります。

点検のポイント



- A. 本体に亀裂、漏水や雨水・汚水等が入り込む隙間はないか。
- B. 周囲は清潔に整理整頓されているか。汚染の原因となるものは置いていないか。
- C. 水槽の周りに水たまりはないか。
- D. 通気管の防虫網は破れていないか。
- E. マンホールの蓋は、防水密閉で施設等をしているか。
- F. 越流管の防虫網は破れていないか。排水管と直接連結されていないか。
- G. 水抜管は、排水管と直接連結されていないか。

貯水槽水道を設置された方は、入居者や使用者が「安全でおいしい水」が利用できるように、管理点検を行いましょう。



問い合わせ先 施設課 TEL 571-7003 / FAX 574-4988